○近畿地方整備局告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第二十六号阪神間都市計画道路事業三・五・六号宝塚平井線

三　事業施行期間　自平成十九年三月二十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百五十二号阪神間都市計画道路事業三・四・二百十二号伊丹飛行場線、三・四・七百八十号野間寺本線及び三・三・三号西国街道線

三　事業施行期間　自平成十九年十二月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第百五十一号東部大阪都市計画道路事業三・四・二百十―十六号枚方藤阪線及び三・四・二百十―二十二号渚禁野線

三　事業施行期間　自平成十七年十二月十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第百五十一号東部大阪都市計画道路事業三・四・二百十―十六号枚方藤阪線及び三・四・二百十―二十二号渚禁野線

三　事業施行期間　自平成十七年十二月十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十六号木之本高月都市計画、浅井湖北都市計画、山東伊吹都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖東都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（東北部処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千五百二十三号高島都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（高島処理区）

三　事業施行期間　自平成二年九月一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第五百四十五号大津湖南都市計画、甲賀都市計画及び近江八幡八日市都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十七年建設省告示第五百四十五号、昭和四十八年建設省告示第六百六十七号、昭和四十九年建設省告示第六十四号、昭和五十三年建設省告示第百十九号、昭和五十四年建設省告示第八百九十四号、昭和五十五年建設省告示第百八号、昭和五十六年建設省告示第八百九十七号、昭和五十八年建設省告示第千四十六号、昭和五十九年建設省告示第三百六十一号、昭和六十三・四・二百六―十号松之浜駅前通り線

使用の部分　変更なし